

東洋学園大学教職課程委員会規程

（設 置）

第1条 東洋学園大学に、教職課程委員会（以下、「委員会」という）を置く。

（目 的）

第2条 委員会は、本学の教職課程に関する事項について審議し、本学における教員養成を充実させることを目的とする。

（組 織）

第3条 委員は、教授会より選出された専任教員で構成される。

2 委員会には委員長を置き、学長が指名する。

3 委員会の構成は、教職課程の専任教員として届け出ている教員が中心となり、研究者教員と実務経験を有する教員、事務職員が協働して業務を遂行する。

4 第1項に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。委員は改選されるまでは引き続いてその任にあたるものとする。

5 委員長は必要により、委員以外の教育職員および事務職員等を委員会に出席させることができる。

（運 営）

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に不測の事態（急病・事故等）あるいは緊急の国内外出張等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（審議事項）

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために次の事項を審議する。

（1）教職課程のカリキュラム編成に関する事項

（2）教職課程の運営及び学修指導に関する事項

（3）教職課程の課程認定等に関する事項

（4）教職課程の学内外の他組織、地域との連携・協力等に関する事項

（5）教職課程の自己点検・評価に関する事項

（6）その他、教職課程に関する事項

（議 事）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席が無ければ開会することができない。

2 委員会の決議は、出席者の過半数の同意による。賛否同数の時は議長の議決による。

（自己点検・評価の実施）

第7条 委員会は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を果たすために、教職課程の状況について、内部質保証の観点から点検及び評価を行う。

2 本委員会は、教職課程の自己点検・評価結果を報告書としてまとめるものとする。

3 本学の教職課程の自己点検・評価報告書については、本学ホームページへの掲載等により公表する。

(庶 務)

第 8 条 委員会に関する庶務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、委員会、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

令和 5 年 4 月 1 日